



平成 19 年 6 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 加ト吉  
代表者名 取締役社長 金森哲治  
(コード番号：2873 東証第一部・大証第一部)  
問合わせ先  
責任者役職名 取締役専務執行役員  
管理統括本部長  
氏 名 島 田 稔  
T E L (0875) 56 - 1141

## 当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社連結子会社である加ト吉水産株式会社(以下「加ト吉水産」といいます)は、平成 19 年 6 月 1 日付(訴状送達日：平成 19 年 6 月 13 日)で大阪地方裁判所において訴訟の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、当社は本件訴訟における当事者とはなっておりません。

### 記

#### 1. 訴訟を提起した者

(1)名 称：株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます)

(2)所 在 地：東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 5 号

#### 2. 訴訟の内容および請求金額

(1)訴訟の内容：譲受債権請求訴訟[事件番号 平成 19 年(ワ)第 6300 号]

(2)請求金額：金 3,804,066,000 円、内 1,133,874,000 円に対する平成 18 年 12 月 16 日から支払済みまで、内 1,002,456,000 円に対する平成 19 年 1 月 17 日から支払済みまで、内 660,240,000 円に対する平成 19 年 2 月 17 日から支払済みまで及び内 1,007,496,000 円に対する平成 19 年 3 月 17 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員

### 3. 訴訟の原因及び提起に至った経緯

大阪の中堅商社である茶谷産業株式会社(以下「茶谷産業」といいます)が、加ト吉水産に対する売買代金債権を有しているとして、同債権の一部 3,804,066,000 円について債権買取会社を通じてみずほ銀行へ債権譲渡(以下「本件債権譲渡」といいます)し、その旨債権譲渡通知書兼承諾書を加ト吉水産に交付し、加ト吉水産の承諾を得たと称しております。みずほ銀行はこの債権買取会社に対し本件債権譲渡に要する資金を継続的に融資しており、その代物弁済として本件債権譲渡に係る債権を譲り受け、これに基づき本件訴訟の提起に至ったものであります。

### 4. 今後の見通し

#### (1) みずほ銀行との訴訟について

加ト吉水産は、みずほ銀行との訴訟について法廷で適切に対応して参ります。

なお、当社及び加ト吉水産は、上記の転々と譲渡された債権の発生原因である茶谷産業と加ト吉水産の間の売買契約に関する「売買契約書」において使用されている加ト吉水産の代表者印、会社名・代表者名を表示するゴム印は、いずれも偽造されたものであり、当該売買契約は無効であって、加ト吉水産に対する茶谷産業の売買代金債権は不存在であり、従って債権買取会社を経由してみずほ銀行に譲渡された債権も存在しないと認識しております。

#### (2) 業績等に与える影響

当社及び加ト吉水産は、みずほ銀行が主張する売買代金の支払い義務はないと認識しておりますが、仮にみずほ銀行の加ト吉水産に対する譲受債権に基づく請求が裁判所により認容された場合には、認容額と同額の損失が新たに加ト吉水産に発生し、その親会社である当社の連結財務諸表にも影響を与えることとなります。

今後も、事態の進展に応じて、必要な事項をお知らせしてまいります。

以 上